

# 防衛省職員（非常勤隊員（募集業務））募集案内

自衛隊青森地方協力本部では、下記により非常勤隊員を募集します。

## 1 受付期間

令和5年1月27日（金）～令和5年2月8日（水）

※ 応募者が多数となる場合は、繰り上げて締め切らせていただく場合があります。  
（持参の場合は土・日曜日を除く、午前8時30分から午後5時までの間で、  
郵送の場合は2月8日（水）の必着とします。）

## 2 採用（勤務）予定先・採用人員

勤務地	所在地	採用人員
自衛隊青森地方協力本部 青森募集案内所	青森県青森市石江字江渡82-6	1名
自衛隊青森地方協力本部 弘前地域事務所	青森県弘前市城東中央三丁目9-19	1名

## 3 採用職種・採用期間・勤務日数

採用職種	採用予定期間	勤務日数
募集業務担当 （非常勤隊員）	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	約235日程度 （各月21日以内）

※ 勤務日数については、状況により若干変動する場合があります。

## 4 職務内容

### (1) 募集業務、広報業務

- ア 自衛官募集のための学校、自治体、募集対象者等に対する広報
- イ 志願手続きに関する業務及び志願者に対する助言
- ウ 志願受付及び試験業務
- エ 上記に関する各種事務

### (2) その他、担当所長等が特に命じた業務

## 5 応募資格

### (1) 必要な技能等

- ア パソコン（ワード、エクセル、パワーポイント等）による軽易な資料作成ができること
- イ 自衛官募集に必要な知識（自衛隊の活動、自衛官の魅力・処遇・勤務内容等）及び経験又はこれと同  
等の知識・経験を有する方
- ウ 「第1種普通自動車免許」を保有している方  
「第1種中型自動車免許」を保有していればなお可

### (2) 次のいずれかに該当する者は応募できません。

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成  
又は  
これに加入した者

## 6 試験日及び試験場所

- (1) 試験日 令和5年2月17日（金）
- (2) 試験場所 青森第二合同庁舎（青森市長島1丁目3-5）

7 試験種目  
面接試験

8 応募要領等

提出書類	提出部数	「非常勤隊員応募票」請求先及び提出先
「非常勤隊員応募票」	2部	〒030-0861 青森市長島1丁目3-5 青森第二合同庁舎 2F 自衛隊青森地方協力本部 総務課 TEL 017-776-1594
「職務経歴書」	1部	
「義務教育以外の最終学校の卒業証書」 又は「修業証明書」の写	1部	
「自動車運転免許証」の写	1部	

- (1) 非常勤隊員応募票を郵送で請求する場合は、住所・氏名を明記し、120円切手を貼った返信用封筒（A4判）を同封して下さい。
  - (2) 非常勤隊員応募票に自筆で記入し、写真（6か月以内に撮影した脱帽、上半身、正面向きのもので、縦4cm・横3cm程度のもので）を貼って下さい。
  - (3) 応募された方には、後日「選考採用試験通知書」（受験票に代わる書面です。）を郵送により送付します。試験日等が変更になる場合がありますので確認して下さい。（2月16日までに到着しない場合は提出先に問い合わせして下さい。）
- ※ 提出書類を郵送する場合は、簡易書留等により処置して下さい。  
また、郵便局の「受領証」は、「選考採用試験通知書」が届くまで大切に保管しておいて下さい。

9 試験結果通知

令和5年3月22日（水）までに受験者全員に通知します。  
（電話による問い合わせには応じません。）

10 採用後の処遇等

- (1) 身分  
陸上自衛隊に勤務する非常勤隊員（期間業務隊員）
- (2) 給与等  
ア 日額  
7,100円～10,900円（学歴及び職務経験年数により決定されます。）

イ 諸手当相当分

- (ア) 通勤手当（上限31,600円）、時間外勤務手当が実態に応じて支給されます。
- (イ) 6か月以上勤務した場合、期末手当が0.6箇月分以上支給されます。

11 人事管理等

- (1) 勤務時間  
1日7時間45分（勤務開始及び終了時間は、勤務地の日課による。）  
なお、状況により時間外勤務をする場合があります。
- (2) 休暇  
一定の期間を勤務した場合に年次休暇が付与されます。  
また、そのほかに有給休暇、無給休暇が状況により付与されます。
- (3) 採用後の人事管理については、防衛省の方針によります。
- (4) 採用後は、厚生年金保険、健康保険、雇用保険の対象となり、月18日以上勤務が6か月継続した場合、退職手当法の適用対象となります。
- (5) 受験のための旅費、宿泊費等は支給されません。
- (6) 提出された応募書類は一切返却しません。
- (7) 不明な点は、提出先までお問い合わせ下さい。